

～ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を申請される方へ ～

【対象中小企業者】

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による経済産業大臣の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に対して売掛金債権等（※）を有していることにより、経営の安定に支障が生じている中小企業者であって、以下のいずれかの要件に当てはまる方

①50万円以上売掛金債権等を有している中小企業者

②50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上である中小企業者（※）売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権及び前渡金（商品、原材料等の購入のための前渡金をいう。）返還請求権

【提出書類一式】 ※控えが必要な場合は、ご自身で写しを取ってからご申請ください。

認定申請書…2枚（1枚は市に提出、1枚は認定書として交付。すべて記名・実印押印のこと）

※日付は提出日をご記入ください。

※審査にあたっては認定申請書に記載された数字を確認しますので、指定事業者に対する債権額、取引依存度を確認できる客観的根拠となる資料（手形、売掛台帳、試算表、売上台帳等）及び計算過程がわかる書類等をご用意ください。客観的根拠及び計算書類等がなければ認定を行うことができません。

印鑑証明書の写し…発行日から3ヶ月以内のもの

履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）…発行日から3ヶ月以内のもの

（本店登記地が四日市市内であることが必要）

直近の決算報告書の写し（法人の場合）

（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業概況説明書）

直近の確定申告書の写し（個人事業者の場合）

（第一表、決算書、及び事業所所在地が確認できるもの。主たる事業所が四日市市内であることが必要）

許認可証等の写し…許認可が必要な業種の場合、すべての許認可証等の写し

業種の確認をするため、会社案内等、業種や事業内容が具体的にわかる資料をご用意ください

委任状（代理人が申請する場合）

※金融機関などが代理人の場合、受任者の欄に金融機関の本・支店長の署名捺印をしてください

※申請される際には、連絡先がわかるよう名刺等をご用意ください

*** 申請にあたっては、本認定とは別に金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります ***

《認定窓口》 四日市市商工農水部商業労政課
四日市市諏訪町1番5号 四日市市役所7階
電話：059-354-8175 FAX：059-354-8307